

株式会社が株主に対し現物分配を行った場合の法人税法の取扱い

1. 現物分配とは

法人が株主等に対し、次の事由により金銭以外の資産を交付することを、現物分配といいます（法人税法（法法）2条12の6号）。

①株式又は出資等に係る剰余金の配当のうち、資本剰余金の額の減少を伴うもの及び分割型分割によるもの以外のもの。なお、「剰余金の配当」とは、株式会社及び協同組合等の剰余金の配当をいいます（会社法453条等）。

②利益の配当のうち分割型分割によるもの以外のもの。なお、「利益の配当」とは、合名会社、合資会社及び合同名会社並びに特定目的会社の利益の配当をいいます（会社法621条、資産の流動化に関する法律114条）。

③相互会社等による「剰余金の分配」（保険業法55条の2等）のうち出資に係るもの。

④法人税法24条第1項第3号から第6号まで（みなし配当）に掲げる事由。

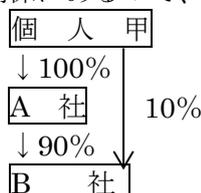
なお、④には、同第4号の自己株式の取得のうち一定のものが含まれることから、同号の自己株式の取得を行う株式会社が、株主に金銭以外の資産を対価として交付した場合についても、法人税上は現物分配として取扱われます。

2. 適格現物分配とは

適格現物分配とは、内国法人が行う現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者が、現物分配の直前において、その内国法人との間に完全支配関係（法法2条12の7の6号）がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る）のみであるものをいいます（法法2条12の15号）。

例えば、株式会社Aの100%子会社である株式会社Bが、株主であるA社から自己株式を取得し、その対価として金銭以外の資産を交付した場合には、適格現物分配に該当します。

また、下図のような資本関係のある企業グループにおいて、B社がA社のみに対し、配当として金銭以外の資産を交付する場合、A社とB社は完全支配関係にあるので、適格現物分配に該当します。



A社は、個人甲が発行済株式の全部を保有。
B社は、甲が発行済株式の10%、A社が90%を保有。

しかし、適格現物分配に該当するのは完全支配関係のある法人株主への現物分配のみに限られるので、

B社が完全支配関係のある個人株主(甲)に配当として金銭以外の資産を交付する場合や、完全支配関係のある法人株主(A社)と個人株主(甲)の双方に配当として金銭以外の資産を交付する場合には、適格現物分配に該当しません。

3. 非適格の現物分配を行った株式会社の税務処理

株式会社が株主に対し、前述2に該当しない、非適格の現物分配を行った場合は、交付する金銭以外の資産の時価相当額が利益積立金から減額されます（法人税法施行令(法令)9条1項8号）。また、その交付する金銭以外の資産の譲渡を行ったことになるので、その収益の額が益金に算入され、その原価が損金の額に算入されます（法法22条第2項、第3項）。

例えば、株式会社Cが、その個人株主に対して配当として土地(帳簿価額40、時価70)を交付した場合、C社の税務上の仕訳は次のようになります。

利益積立金	70	土地	40
		土地譲渡益	30

*配当70に係る所得税等の源泉徴収が別途必要。

4. 適格現物分配を行った株式会社の税務処理

(1)株主に交付した金銭以外の資産の譲渡損益

株式会社が法人株主に対し、配当として金銭以外の資産の交付を行った場合において、その交付が前述2の適格現物分配に該当するときは、その株式会社は、適格現物分配により移転した資産を分配直前の帳簿価額により譲渡したものとされ、譲渡損益は生じません（法法62条の5第3項）。

(2)利益積立金の税務処理

株主に配当として交付した金銭以外の資産の帳簿価額が、利益積立金から減額されます（法令9条1項8号かっこ書）。

なお、株式会社から法人株主が交付を受ける適格現物分配に係る剰余金の配当は、所得税の配当所得から除外される（所得税法24条1項）ので、支払配当に係る源泉徴収（同181条1項）は不要です。

(3)適格現物分配を行った株式会社の税務処理

例えば、株式会社Dが、完全支配関係にあるその法人株主のみに、土地(帳簿価額40、時価70)を交付する適格現物分配を行った場合、D社の税務上の仕訳は次のようになります。

利益積立金 40 / 土地 40

*適格現物分配のため、配当に係る源泉徴収は不要。